

鳥取縣公報

告示

昭和二十五年十一月十四日
第二千六百六十号
火曜日

本書ノ大半ハ國定規格A五判

◇鳥取縣告示第五百五十七号

興行場法（昭和廿三年法律第百三十七号）第五條、旅館業法（昭和廿三年法律第百三十八号）第七條、公衆浴場法（昭和廿三年法律第百三十九号）第六條及び理容師法（昭和廿二年法律第百三十四号）第十三條の規定による環境衛生監視員の身分を示す証票を次の者に交付した。

昭和二十五年十一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

職 名 氏 名 番号 交付年月日

| | | | |
|---------|------|----|-----------|
| 鳥取縣技術吏員 | 倉恒清一 | 33 | 昭二五、一〇、二四 |
| 環境衛生監視員 | 安場一彦 | 34 | 同 |

◇鳥取縣告示第五百五十八号

松くい虫等その他の森林病害虫の驅除予防に関する法律（昭和二十五年三月法律第五十三号）第十一條の規定により次の者を森林害虫防除員に任命した。

昭和二十五年十一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

| 証票番号 | 任命年月日 | 職 名 | 氏 名 |
|------|--------------|---------|---------|
| 一六 | 昭和二十五年十一月十四日 | 鳥取縣技術吏員 | 田 中 繁 |
| 一七 | 同 | 同 | 藤 岡 励 一 |
| 一八 | 同 | 同 | 安 東 信 |
| 一九 | 同 | 同 | 深 田 良 夫 |
| 二〇 | 同 | 同 | 小 谷 憲 一 |
| 二一 | 同 | 同 | 青 木 定 吉 |
| 二二 | 同 | 同 | 門 脇 和 壽 |

| | | | |
|----|---|---|------|
| 二三 | 同 | 同 | 河上正信 |
| 二四 | 同 | 同 | 小谷良藏 |
| 二五 | 同 | 同 | 沢徳次郎 |
| 二六 | 同 | 同 | 池本義一 |
| 二七 | 同 | 同 | 岡村 励 |
| 二八 | 同 | 同 | 山下 節 |
| 二九 | 同 | 同 | 山脇 暹 |

◇鳥取縣告示第五百五十九号

昭和二十四年法律第二百六十八号漁業法施行法第一條第三項の規定により昭和二十五年十一月十日次の漁業権の存続期間延長を登録した。

昭和二十五年十一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- (一) 免許番号 第二〇二号
- (二) 漁業権者 岩美郡福部村 福部村漁業会
- (三) 漁業権の名称 定置漁業権台網類漁業餌網戸網

四 漁業権存続期間 昭和二十五年十一月十日以降

- (一) 免許番号 第二〇二号
- (二) 漁業権者 岩美郡福部村 福部村漁業会
- (三) 漁業権の名称 特別漁業権第七種漁業餌飼付
- (四) 漁業権存続期間 昭和二十五年十一月十日以降

◇鳥取縣告示第五百六十号

昭和二十五年年度ドライクリーニング師試験を次のように施行する。

昭和二十五年十一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

| 種 別 | 日 | 時 | 場 所 |
|-----|---|---|-----|
|-----|---|---|-----|

| | | | |
|--------------|-------------------|------------|---------|
| ドライクリーニング師試験 | 昭和廿五年 自午前九時 至午後四時 | 鳥取市本町五十八番地 | 鳥取中央保健所 |
|--------------|-------------------|------------|---------|

ドライクリーニング業法施行細則第二條の規定に基づき願書は十一月三十日までに管轄保健所經由知事に提出

し試験当日は受験用具を携帯すること。

◇鳥取縣告示第五百六十一号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により鳥取市議会議員の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十五年十一月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十五年十一月十四日から
同 年十一月二十日まで